

地域医療構想アドバイザーについて



和歌山県福祉保健部健康局医務課

地域医療構想アドバイザーについて

位置付け

厚生労働省に「地域医療構想アドバイザーチーム」を設置する。

第15回地域医療構想WG	資料
平成30年7月20日	2-1

役割

都道府県の地域医療構想の進め方について助言すること。
地域医療構想調整会議に出席し、議論が活性化するよう助言すること。

活動内容

厚生労働省が主催するアドバイザー会議への出席(年2~3回)
担当都道府県の地域医療構想の達成に向けた技術的支援(適宜)
担当都道府県の地域医療構想調整会議への出席(適宜) 等

選定方法

国が、都道府県の推薦を踏まえて選定する。
都道府県ごとに複数人を選定することも可とする。
都道府県は、選定要件を参考に、都道府県医師会と協議しながら、大学・病院団体等の意見も踏まえて、地域に密着した有識者を推薦する。(注1)

(注1) 推薦に際しては、将来に向けて地域医療構想アドバイザーを養成する視点も考慮すること。例えば、現時点で必ずしも知見等が十分でない者であっても、研修等を経ることで、地域医療構想アドバイザーとしての役割を果たし得ると認められる者を推薦しても差し支えない。

選定要件

推薦を受ける都道府県の地域医療構想、医療計画などの内容を理解していること。
医療政策、病院経営に関する知見を有すること。
各種統計、病床機能報告などに基づくアセスメントができること。
推薦を受ける都道府県の都道府県医師会等の関係者と連携がとれること。(注2)
推薦を受ける都道府県に主たる活動拠点があること。(注3)

(注2) 都道府県は、都道府県医師会等の関係団体の役職員を推薦しても差し支えない。

(注3) 営利企業は対象外とする。

地域医療構想アドバイザーに求められる具体的な活動内容

- 推薦を受ける都道府県の地域医療構想を十分に理解した上で、各調整会議に出席し、議論が活性化するように助言すること。

1. 都道府県が行うデータ分析の支援

- 病床機能報告データをはじめとする各種データの定量的な分析を行う。
- 各種データの分析方法、活用方法について、事務局を技術的に支援する。
例)・現行の非稼働病棟や病床稼働率の状況を整理する。
 - ・地域の実情に応じた定量的な基準の導入について助言する。
 - ・定量的な分析のデータ提示方法等、データの在り方に関して助言する。

2. 調整会議における議論の支援、ファシリテート

- 公立・公的病院から提出されたプランや個別の医療機関の具体的対応方針等について、中立的・客観的立場から、調整会議の議論を促す。
- 特に調整会議の議論が停滞した際、調整会議の参加者へ発言を促す。
例)・公立・公的病院については、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化しているかを確認する。
 - ・非稼働病棟を有する医療機関について、病棟を稼働していない理由、当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明を求める。
 - ・新たな病床を整備する予定のある医療機関の医療機能と2025年の病床数の必要量との整合性を確認する。
 - ・回復期・慢性期の機能転換を図る予定の公立・公的病院について、民間医療機関では担うことができず不足している医療機能であるのかを確認する。

3. その他

- 推薦を受ける都道府県の地域医療構想を理解し、調整会議に参加していない医療関係者等に向けた行政の広報や周知活動を支援する。
- 将来に向けて地元に着目した地域医療構想アドバイザーを選任する。
- 個別の医療機関からの相談に対応する。

和歌山県における地域医療構想アドバイザーについて（報告）

- 各関係団体・機関からの推薦状況を踏まえ、下記の2有識者について、和歌山県から厚生労働省に対して標記アドバイザーの推薦を行った。
- 現在、厚生労働省において、両氏を9月1日付けで選定する方向で調整中。
- なお、次期から任期は原則3年間となる（任期途中での辞退は可）。

任期: 令和4年9月1日から令和7年8月31日までの予定

関係団体名	職・氏名 (敬称略)	備考
公益社団法人 和歌山県病院協会	会長 中井 國雄	県医療審議会委員 県地域保健医療協議会委員
一般社団法人 和歌山県医師会	副会長 上林 雄史郎	県医療審議会委員 県地域保健医療協議会委員



各構想区域にて開催される地域医療構想調整会議への出席をはじめ、地域医療構想推進にあたっての助言等をいただく予定。